

# Press Release

平成 28 年 7 月 25 日  
日本公認会計士協会

---

---

## 第50回定期総会の決議事項について

本日（7月25日）の第50回日本公認会計士協会定期総会において、承認された主な決議事項の概要をご報告いたします。

### I 会計基礎教育推進のための会則の一部変更

国民が広く社会で活躍していくためには、経済活動を正しく理解することができるよう基礎的な会計の素養を身に付けていく必要があります。本会は、会計専門家である公認会計士が組織する団体として、かかる素養を身に付けるための会計基礎教育を推進することについて、中心的な役割を担うことが求められる。

本会は、小・中学生向けの会計講座や大学での寄付講座の実施等、会計基礎教育の推進に係る施策を実施してきているところであるが、会計基礎教育が社会的な取組として十分に行われ、広く国民が基礎的な会計の素養を身に付ける機会に恵まれているとまでは言えない状況にある。会計基礎教育の必要性が広く社会で認識され、その取組が進められるためには、これまで行ってきた施策を引き続き着実に実施していくことのほか、多方面への働きかけ等、様々な施策を展開していく必要がある。

こうしたことを踏まえて、本会として会計基礎教育を推進していくための態勢を整備するため、会計基礎教育の充実に資する事業の実施を会則上明確にするとともに、会計基礎教育の推進に関する施策の検討等を職務とする常設の機関として、会計基礎教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することとした（第153条の2・第153条の3関係）。

推進会議の職務、組織の概要は次のとおりである。

#### (1) 推進会議の職務

- ① 会計基礎教育の推進に関する基本方針を定め、会計基礎教育に関し本会が実施する事業を統轄すること。
- ② 会計基礎教育の推進に関する渉外事項の方針を定め、処理すること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、会計基礎教育の推進に関し必要な事項を企画立案すること。

#### (2) 推進会議の組織

- ① 推進会議は、議長及び委員若干人で構成する。
- ② 推進会議の議長は、会長が指名する副会長をもって充てる。
- ③ 推進会議には、部会を置くことができる。

### II 女性会計士活躍促進協議会設置のための会則の一部変更

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が制定され、同法に基づき策定された男女共同参画基本計画により各種施策が実行されてきた。平成15年には男女共同参画推進本部が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なく

とも30%程度になるよう期待する」との目標を設定し、女性の採用、登用、能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の制定等の取組が行われている。また、最近策定された日本再興戦略2016においても、女性の活躍推進は、経済社会に多様な価値観をもたらし、イノベーションの創出にもつながるものであり、我が国経済社会全体の構造改革を進めるために必要である旨明記されているところである。

公認会計士業界においては、近年、女性の公認会計士試験合格者の割合は20%弱で推移しており、会員及び準会員に占める女性の割合は微増傾向にあるものの14%に留まっている。

本会においても、女性会員及び準会員がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備等を図ることが重要であるとの認識の下、女性会員及び準会員の活躍促進に向けた施策の検討を継続的に行い、施策の実施について本部及び地域会との連携を深めていくため、常設の機関として女性会計士活躍促進協議会を設置することとした（第115条の12～第115条の14関係）。

女性会計士活躍促進協議会の職務の概要は次のとおりである。

- ① 女性の会員及び準会員の活躍の促進に資する研修会等を企画立案し、又は資料若しくは情報の提供を行うこと。
- ② 女性の会員及び準会員の活躍を周知する広報活動を企画立案し、及び実施すること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、女性の会員及び準会員の活躍の促進に係る施策を検討すること。

また、女性会計士活躍促進協議会に係る規定の新設に併せ、会則第4章において規定する各協議会の規定間の整合を図るため所要の変更を行うこととした。

### III 継続的専門研修制度に関する規則の一部変更

継続的専門研修（以下「CPE」といいます。）制度の適正な運営の観点から、ある事業年度においてCPEの義務不履行となった者がその翌事業年度に退会し、一定の期間後に再度入会した場合に特別に研修の履修義務を課すこととした。

そこで、本規則においてこの研修（以下「再入会時特別研修」といいます。）の履修義務を負う者、履修が必要となる単位数その他手続等について次のとおり規定することとした。

- (1) 事業年度の開始の日（4月1日）後に会員となった者が、その会員となった事業年度及びその直前の3事業年度において退会している場合において、その退会の日所属する事業年度の直前の事業年度において研修の義務不履行者である場合には、再入会時特別研修の履修義務を課すこととした（第5条第4項関係）。
- (2) 再入会時特別研修の履修義務を負うこととなる会員が履修することが必要となる単位数は、その入会の月に応じて定めることとした（第6条第3項関係）。
- (3) 再入会時特別研修については、通常の研修に関する免除、軽減等の規定を適用せず、負傷又は疾病のための療養等により公認会計士の業務を行わない場合等に限り、その免除を認めることとしたほか、免除の申請に関する手続について規定するとともにその他必要な事項については細則において定めることとした（第10条の2関係）。

### IV 法定監査関係書類等提出規則及び会費規則の一部変更

#### 1. 法定監査関係書類等提出規則の変更

##### (1) 新たに制度化された監査への対応

平成28年4月1日に施行された農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）により、一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合又は農

業協同組合連合会は、その計算書類及びその附属明細書について、会計監査人の監査を受けなければならないこととされた（農業協同組合法第 37 条の 2）。

また、平成 28 年 6 月 3 日に公布された情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）において資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）の一部改正が規定され、仮想通貨交換業者の金銭等と仮想通貨交換業の利用者の金銭等の分別管理の状況についての監査（改正後の資金決済法第 63 条の 11）及び仮想通貨交換業者の財務に関する書類に対する監査（改正後の資金決済法第 63 条の 14）が新設されることとなった。

上記の新設された監査のうち農業協同組合法に基づく監査及び資金決済法に基づく仮想通貨交換業者の財務に関する書類に対する監査については、本会においてその状況を定期的に把握する必要があると認められることから、監査実施報告書等の提出対象となる監査として規定することとした（別表第 32 項・第 33 項関係）。

## **(2) 学校法人会計基準の変更に伴う監査実施報告書の記載事項の変更**

学校法人会計基準が改正され、帰属収入が算定・表示されていた消費収支計算書に代わり事業活動収支計算書が作成されることとなり、事業活動収支計算書においては、帰属収入に相当するものとして事業活動収入が算定・表示されることとなったことから、監査実施報告書の記載項目を帰属収入から事業活動収入に変更することとした（別表第 5 項・第 31 項関係）。

## **(3) 監査実施報告書の提出・記載項目に関する調整規定の新設**

同一の被監査会社等に対して本規則別表に規定する監査が複数実施されている場合における監査実施報告書等の提出に関する取扱い、監査実施報告書の記載項目について適用される会計基準の違い等により読替えが必要となる場合の取扱い等の調整方法は、個別の事情に応じて臨機に規定する必要があることから、細則において当該規定を整備することとした（第 4 条第 3 項・別表備考関係）。

## **2. 会費規則の変更**

農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会に対する監査並びに資金決済法に基づく仮想通貨交換業者の財務に関する書類に対する監査について、会社法に基づく監査に準ずる監査として業務会費の納付の対象とすることとした（第 5 条第 1 項関係）。

## **V 役員選出規則の一部変更**

本会の監事の選任に当たっては、役員選出規則第 65 条第 1 項の規定に基づき、全国を二つの区域に分け、それぞれの区域に属する地域会の会長の連名による推薦を受けることとしている。

本年 4 月 1 日から埼玉会及び千葉会が業務を開始したことから、両地域会を該当区域に含めることとした。

以 上